

### 3 いじめ防止基本方針

#### (1) いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) 基本認識

「いじめは絶対に許されない」  
「いじめは卑怯な行為である」  
「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

#### (3) いじめへの対応

##### ① 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にもなりうるという事実を踏まえ児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

##### <未然防止のための措置>

##### ア いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図る。

- ・県から出ているリーフレットや冊子を読み合わせ、いじめに対して共通理解をする。
- ・過去の事例からいじめの態様や特質、対応の仕方を知る。

##### イ いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い生活体験の機会を設ける。そして、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・道徳の授業を大切にす。
- ・自他は違って当たり前であり、「みんなちがってみんないい」という、互いに認め合えるように学級指導をする。
- ・ソーシャルスキルトレーニングをする。

##### ウ いじめを生まない集団づくり

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。また、チェックシートやアンケートを活用し、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

- ・分かりやすい授業、生徒指導の機能を生かした授業に努める。
- ・歌の森スタンダードを決め取り組むことで規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ・なかよし活動や清掃活動等の縦割り活動の実施を通して児童相互の共感的な人間関係を育てる。
- ・ボランティア活動や清掃活動をすることを通して、達成感や有用感を育てる。
- ・授業の中でグループ活動や体験活動をおおいに取り入れ、友達との関わりをもつようにする。
- ・学級活動でテーマを決めて学級会を開き、一人一人の思いを聞き合う場を設けたり、お楽しみ会等を行うことで、心の解放ができるようにしたりする。
- ・教師が中心となりエクササイズを実施するなど、集団でエンカウンター体験を通して心を育てる。
- ・児童会を中心に挨拶運動に取り組み、よりよい人間関係を築く力や集団の一員として望ましい態度が育まれるようにする。

- エ 自己有用感や自己肯定感を育む
 

全ての児童が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。

  - ・係活動、委員会活動等、児童の自治活動の充実に努め、居場所づくりをする。
  - ・「心あったか運動」で他の学年や友達と「よいこと見付けカード」をやり取りすることで、自分のよさを自覚する。
  - ・帰りの会等で「よいこと見付け」を毎日行うことでクラスの中の自分の存在感を自覚する。
- オ 児童自らがいじめについて学び、取り組む
 

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

  - ・警察や児童相談所等専門機関の方と連携し、「いじめ」をするとどうなるか、いじめ側になったときはどのように対応されるかということをしっかり聞き、恐ろしさを痛感できるようにする。
  - ・人権週間に合わせ人権に関わる道徳の授業を行ったり、ポスターや標語等を募集したりするなど、すべての児童が「いじめのない学校にするにはどうしたらよいか」について考える機会をつくる。

## ② 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

### <早期発見のための措置>

- ア 定期的なアンケート調査
  - ・アンケート「楽しい学校を目指して」を実施する。（6月、11月、2月）
  - ・チェックカード「とやまゲンキッズ作戦」を実施する。
- イ 定期的な教育相談
  - ・年度初めに、各自の目当てを中心に面談を行う。
  - ・学期の半ばに、アンケート「楽しい学校を目指して」をもとに、教育相談を行う。
- ウ 定期的なアンケート調査や教育相談以外
  - ・Q U調査の結果をもとに学級集団の様子をとらえ、気になる児童への対応に当たる。
  - ・各自の目当てを中心に、努力しているか、成果があがっているかを振り返る場をもち、必要があれば、個別に面談を行う。
  - ・日々の子供の言動や表情をとらえ、変化が見られたときには、面談を実施する。
  - ・友人関係や学習面等で悩みを抱えている子供たちのために、保健室前に相談ボックスを設置する。相談の依頼があった場合については、即座に相談の機会をもつ。
  - ・教職員全員（スクールカウンセラーやソーシャルワーカー含む）で、学校全体の子供たちの様子を気にかけて、積極的に声をかけ、状況を把握する。
- エ 家庭、地域との連携（情報収集）
  - ・保護者や地域の方に、気になることは、連絡してほしいことを伝え、積極的に情報収集を行う。また、家庭訪問、学級懇談会や個別懇談会等の機会を活用する。
  - ・PTAの集まりの際には、いじめにつながりそうな状況がないかについて、話し合う時間を設ける。
- オ 協働的な生徒指導体制（情報収集）
  - ・井戸端会議やケース会議等の情報交換の場をもち、連携して早期発見、早期対応に努める。

## ③ 早期対応

発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

### <いじめに対する措置>

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
  - ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
  - ・速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保

護者に連絡する。

- ・発見・通報を受けた教職員は即座ケース会議を開き、直ちに情報を共有する。
- イ いじめられた児童又はその保護者への支援
  - ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
  - ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
  - ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
  - ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられている児童の安全を確保する。
  - ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じていじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ったりする。
- ウ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
  - ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。
  - ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
  - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
  - ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考える。
- エ いじめが起きた集団への働きかけ
  - ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
  - ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- オ ネット上のいじめへの対応
  - ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
  - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに射水警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### ④ 再発防止

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

#### <再発防止のための措置>

- ア いじめられた児童又はその保護者への支援
  - ・注意深く継続して定期的に、情報を児童本人や保護者から得る。また、当該児童の親友からの情報も得るように努力する。
  - ・いじめの状況を教師に報告したことで、よりひどいいじめにつながるのではないかと懸念も考えられるので、被害を受けた児童、被害を加えた児童の様子を学校教職員全員で観察する。少しでも気になることがあれば、両者からの聞き取り調査を行う。
- イ 十分な効果を上げることが困難な場合
  - ・教育委員会と協議し、生徒指導や教育相談の専門家の協力を得て、厳しく指導する。ときには、所轄警察署の協力を得ることも辞さない。いじめの悪質さを加害児童に強く訴えていく。

#### (4) ケース会議

##### ① 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、養護教諭

※必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）や弁護士、医師、警察官経験者等を追加する。

## ② 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・情報の共有化と早期発見
- ・相談と事案への対応（児童や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等）
- ・学校評価による基本方針の見直し

## (5) 年間計画

	情報交換(井戸端会議)	いじめに関する校内研修	家族との触れ合い(ハートフル家族)	心あったか運動(よいこと見付け)	とやまゲンキ作戦	全員の面談(生活アンケートと教育相談)	保護者の評価(アンケート)	学校評価の結果集計・考察	その他
4月	適宜実施	○共通理解							
5月					○				
6月		○事例研修	○	○		○			・Q-U調査 ・スマホ・ケータイ教室(高)
7月			○				○	○	・いじめに関する評価
8月		○2学期に向けての改善・講話							
9月			○	○					
10月			○	○					・児童会によるいじめ防止運動月間
11月		○事例研修	○	○	○	○			・いのちに関する道徳授業 ・Q-U調査
12月		○3学期に向けての改善					○	○	
1月		○事例研修	○	○					
2月		○共通理解	○	○	○	○	○	○	
3月		年間計画の評価・改善							

## (6) 家庭や地域との連携

児童（生徒）の健やかな成長を促すために、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

### <連携のための措置>

- ・学校基本方針を公表し、基本方針等について地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・地域や家庭に対して、学校通信等を通じて、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、家庭訪問等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ネット上のいじめに関連して、携帯電話やスマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使った事例を紹介するなど、ネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。